

山梨県国土利用計画審議会運営規程新旧対照表

新	旧
<p>(会議録の調製及び保管)</p> <p>第六条 会長は、知事政策局の職員に会議録を調製させ、前条の規定により委員が提出した意見書とともに、これを保管させなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第七条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 審議会開催日時及び場所</p> <p>② 出席した委員及び臨時委員の氏名</p> <p>③ 説明のため出席した者の職氏名</p> <p>④ 傍聴者の数</p> <p>⑤ 審議会に付した案件の件名</p> <p>⑥ 議事等の顛末</p> <p>⑦ その他議長が必要と認めた事項</p>	<p>(会議録の調製及び保管)</p> <p>第六条 会長は、条例第六条の規定により知事が定めた課室の職員に会議録を調製させ、前条の規定により委員が提出した意見書とともに、これを保管させなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第七条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 審議会開催日時及び場所</p> <p>② 出席した委員及び臨時委員の氏名</p> <p>③ 説明のため出席した者の職氏名</p> <p>④ 審議会に付した案件の件名</p> <p>⑤ 議事等の顛末</p> <p>⑥ その他議長が必要と認めた事項</p>